

中町道の駅管理規則をここに公布する。

令和四年五月十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二号

中町道の駅管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、中町道の駅条例（令和三年十二月奈良県条例第三十二号。以下「条例」という。）第五条ただし書、第七条第三項、第八条及び第十一条の規定により、中町道の駅（以下「道の駅」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。
(開館時間及び休館日等)

第二条 道の駅の開館時間及び休館日は、別表のとおりとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、これらを臨時に変更することができる。

2 知事は、管理上必要があると認めるときは、施設の一部を休止し、又は使用を制限することができる。

(使用の申込み)

第三条 条例第三条第一項の規定により使用の承認を受けようとする者は、交流スペースにあつては中町道の駅交流スペース使用申込書（第一号様式）を知事に提出し、更衣室にあつては知事が別に定めるところによらなければならない。

2 前項の申込書の受付は、使用する日（二日以上にわたって使用するときは、その初日とする。）の六月前から行うものとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用承認書の交付)

第四条 知事は、前条第一項の規定による申込書の提出があつた場合において、適当と認め使用の承認をするときは、中町道の駅交流スペース使用承認書（第二号様式）を交付するものとする。

(使用料の後納)

第五条 条例第五条ただし書の規則で定める場合は、国又は地方公共団体が使用する場合であつて、知事が後納することについてやむを得ないと認めるときとする。

(禁止行為)

第六条 道の駅においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 道の駅の施設、設備等を損傷し、又は汚損すること。
- 二 道の駅内の秩序を乱す行為をすること。
- 三 その他係員の指示に従わないこと。

（入館の禁止等）

第七条 知事は、前条各号のいずれかに該当する行為を行い、又はそのおそれのある者に対して、入館を禁じ、又は退館させることができる。

（施設、設備等の損傷等）

第八条 入館者は、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに、その旨を知事に届け出て、その指示に従わなければならない。

（指定管理者の指定に係る申請書等）

第九条 条例第七条第三項の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（第三号様式）とする。

2 条例第七条第三項第二号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 一定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類
- 二 法人にあつては、登記事項証明書
- 三 申請の日の属する事業年度の直前三年の各事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
- 四 申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（指定管理者が行う管理の基準）

第十条 条例第八条の規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 開館時間及び休館日は、第二条第一項に定めるとおりとすること。
- 二 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- 三 道の駅の利用者が安全かつ快適に利用できるよう適正な管理を行うこと。
- 2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項第一号の規定にかかわらず、あらかじめ知事の承認を受けて、第二条第一項の開館時間及び休館日を変更することができる。

- 3 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、施設の一部を休止し、又は使用を制限することができる。

（指定管理者に関する読替え）

第十一条 条例第七条第一項の規定により、道の駅の管理を指定管理者に行わせる場合についての第三条第一項及び第二項、第四条、第五条、第七条並びに第八条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。
(その他)

第十二条 この規則に定めるもののほか、道の駅の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為として行う申請に必要な申請書等)

2 条例附則第二項の規定に基づき、条例の施行の日前において行う指定管理者の指定の申請に必要な申請書及び書類については、第九条の規定の例による。

別表 (第二条関係)

施設	開館時間	休館日	北東棟	駐車場	バスターミナル	南棟	ドッグラン	北西棟
			午前零時から翌日の午前零時まで			午前九時から午後八時まで	午前九時から午後五時まで	交流スペース
						十二月二十九日から翌年の一月三日まで	十二月二十九日から翌年の一月三日まで	十二月二十九日から翌年の

更衣室	バス待合室	その他施設	
午前九時から午後五時 まで	午前六時から午後十一 時まで	午前九時から午後五時 まで	まで
十二月二十九日から翌年の 一月三日まで		十二月二十九日から翌年の 一月三日まで	一月三日まで

第 1 号様式（第 3 条関係）

中 町 道 の 駅 交 流 ス ペ ー ス 使 用 申 込 書 年 月 日 奈良県知事 指定管理者 殿 申込者 住 所 氏 名 〔団体の場合には、その所在地〕 及び名称並びに代表者の氏名〕 中町道の駅交流スペースを使用したいので、次のとおり申し込みます。	
催し、会議等 の 名 称	
使 用 内 容	
使 用 日 及 び 使 用 時 間	年 月 日（ 曜日） ～ 年 月 日（ 曜日） ： ～ ： 日間
使 用 設 備 等	要（使用日ごとの設備等は、別紙のとおり） 否
予定使用者数	人
使 用 責 任 者	住所 氏名 電話
備 考	

記入上の注意

該当事項には、○印を付けてください。

第2号様式（第4条関係）

中 町 道 の 駅 交 流 ス ペ ー ス 使 用 承 認 書 年 月 日 様（殿） 奈良県知事 指定管理者 印 年 月 日付けで申込みのありました中町道の駅交流スペースの使用については、次のとおり承認します。		
承 認 事 項	使用者氏名	
	催し、会議 等 の 名 称	
	使 用 内 容	
	使用日及び 使 用 時 間	年 月 日（ 曜日） ~ 年 月 日（ 曜日） : ~ : 日間
	使用設備等	（使用日ごとの設備等は、別紙のとおり）
使 用 料 又 は 利 用 料 金		円
備 考		
承 認 条 件		

第3号様式（第9条関係）

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 所 在 地
名 称
代表者氏名
連 絡 先

中町道の駅条例第7条第3項の規定により、指定管理者の指定を受けたいので関係書類を添えて申請します。